

2016年度 千葉県社会福祉士会司法福祉委員会
刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）受講者募集

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、7月に実施した「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」に続き、本講座（応用編）を開催します。基礎編および応用編を受講修了することで、刑事司法ソーシャルワーカー登録へと、歩みを進めてみませんか。

- 日 時 2016年10月1日（土）・2日（日） 両日とも午前9時～午後5時50分
*詳細は下記の日程表をご覧ください。
- 会 場 千葉県弁護士会館 3階会議室（別紙案内図をご覧ください）
- 受講費 15,000円（申込受付後に送付する払込先通知書により事前納入願います）
- 定 員 40人（先着順。ただし本講座（基礎編）修了者を優先します）
- 申 込 別紙 FAX 申込書にて受け付け **（9月9日（金）申込期限）**
- 主 催 千葉県社会福祉士会
- 共 催 千葉県弁護士会

	テ ー マ	講 師
10月1日	刑事司法ソーシャルワーカーに関する日本社会福祉士会の動向	服部地域福祉事務所 服部明氏
	刑事司法の流れ（社会福祉士との関わり）	あまね法律事務所 弁護士 遠藤直也氏
	知的障害者のコミュニケーション特性に応じた聴取と支援	科学警察研究所 犯罪行動科学部 捜査支援研究室 渡邊和美氏
	規範意識の喪失 精神障害と認知症	中村古峽記念病院 精神科デイケアそれいゆ千葉寺 主任 安藤知行氏
	更生支援計画作成の流れ・事例事前解説	千葉県社会福祉士会司法福祉委員会 研修担当運営委員
10月2日	捜査・公判の現状 再犯防止の現状について	千葉地方検察庁 被害者支援・再犯防止推進室 社会福祉アドバイザー 大浦明美氏
	演習：事例グループ検討 （アセスメント・更生支援計画作成）	演習スタッフ ・司法福祉委員会所属社会福祉士 ・弁護士法人やがしら 弁護士 青木達也氏
	演習：グループ検討発表と事例事後解説	畑社会福祉士事務所 吉田愛子氏 社会福祉法人ワナーホーム 理事 三好恵里子氏
	更生支援の事例	

注1ー千葉県社会福祉士会司法福祉委員に刑事司法ソーシャルワーカーとして登録するためには、千葉県社会福祉士会会員であって、「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」および「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」を受講修了していることが、必須条件です。登録手続き・方法等は研修終了後にお知らせします。

注 2—刑事司法ソーシャルワーカーの登録においては、当分の間、平成 25 年・26 年・27 年に実施した「司法福祉連続研修会」の修了者は「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の修了者として取り扱います。

注 3—刑事司法ソーシャルワーカー登録に関する経過措置として、今回の「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」を受講修了した方が来年実施予定の「養成講座（基礎編）」を受講修了した場合には、登録条件を充たしている者として取り扱います。

注 4—受講者募集においては、定員を 40 人とし先着順での受付となりますが、7 月に実施した「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の修了者（27 人）を優先します。

注 5—この研修は、認定社会福祉士制度の分野専門研修（認証番号 20150008）として変更届申請中です。変更が認められると、認定社会福祉士特別研修の受講のための日本社会福祉士会生涯研修制度（旧制度）の専門分野別研修（1 単位）とみなすことができます。

申込 FAX 番号[043-238-2867]

刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）受講申込書

一般社団法人千葉県社会福祉士会事務局宛

標記講座を受講したいので、下記により申し込みます。				申込日	月	日
(フリガナ) 氏名	()	年代		性別	男 ・ 女	
連絡先	住所（払込先通知書送付先） 千 一 県・都 市・区					
	電話	日中つながる電話番号（ — — ） * 予備の電話連絡先があれば（ — — ）				
	E-Mail	@				
所属・ 職業等	<input type="checkbox"/> 千葉県社会福祉士会の会員である（会員番号： ） ◎「司法福祉連続研修会」修了（平成 年・受講番号 ） <input type="checkbox"/> （ 都・県）社会福祉士会所属・会員番号（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	日常の活動（職業）領域（ ）					
優先 受付	「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」修了の方は 受講番号（ ）をご記入ください。					

<会場・交通のご案内>

千葉県弁護士会館 千葉市中央区中央4丁目13番9号



(アクセス)

- ・ JR千葉駅から徒歩約15分
- ・ 京成千葉中央駅から徒歩約7分
- ・ 千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩約3分
- ・ 中央三丁目バス停から徒歩4分 (JR千葉駅東口バス停⑦番又は①番より)
- ・ 中央四丁目バス停から徒歩3分 (JR千葉駅東口バス停②番, ③番, ④番, ⑤番より)

*千葉県弁護士会館には駐車場はありません。お車でお越しの場合は、インターネット等でご確認の上、最寄りの有料駐車場をご利用ください。

<お問合せ>

一般社団法人千葉県社会福祉士会事務局

〒260-0026

千葉市中央区千葉港7番1号 塚本千葉第5ビル3階

TEL 043-238-2866

FAX 043-238-2867

E-Mail office@cswchiba.com